

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名 生活困窮者自立支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内 2648)

E-mail：[c11219@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11219@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 73,856 千円 (前年度予算額：68,823 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	68,823	47,250	0	0	0	0	0	0	21,573
要求額	73,856	47,250	0	0	0	0	0	0	26,606
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

失業等の経済的な問題や引きこもり等による社会からの孤立など様々な問題を複合的に抱えた結果、相談者自身が自分の問題を正確に把握できないケースも多く、一方で対象者別・支援制度別の縦割りによる支援では、相談者が必要な支援制度にたどり着けない現状がある。

そのため、相談者の抱える問題の全体を把握した上で、相談者のニーズに合わせた自立支援事業として、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)により、郡部において福祉事務所を設置している県が同事業を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、相談が増加している生活福祉資金や住居確保給付金等への対応や、生活困窮者等のための相談体制を強化するため、本年6月補正予算により自立相談支援機関に配置している相談支援員を1人増員したところ。

今後も引き続き、現有体制を維持することで、生活困窮者に寄り添った支援を実施していく。

### (2) 事業内容

#### 【自立相談支援事業】

- 生活困窮者からの相談を幅広く受け、①～③の業務を行う。
  - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握
  - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計

画（プラン）を策定

③プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施

- ・プラン策定時や支援終結時等に、当該プラン内容の評価と共有を行うため、関係機関の担当者が集まる「支援調整会議」を開催する。
- ・支援調整会議で了承されたプランにおいて法定サービス等が含まれている場合には、県福祉事務所において「支援決定」を行う。

※支援決定が必要な法定サービス等

○就労訓練事業所の利用あっせん

○家計相談支援事業の利用 など

◎引き続き、町村部を所管する岐阜、西濃、揖斐及び可茂（飛騨含む）の4カ所に自立相談支援窓口を設置し、相談員を配置。

### （3）県負担・補助率の考え方

○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。（法第4条②二）

○負担区分

【自立相談支援事業】国庫負担3／4（法第15条①三）

なお、平成30年度より国庫負担の加算の一部が削除され、基準額が引き下げられ、県の負担額が増加することとなった、

しかし「第四期岐阜県地域福祉支援計画」に当事業も含まれ、県として各市町村に事業の促進を指導する立場であること、また、上記（2）の事業内容を達成するため、事業費の縮減はしないこととする。

また、負担基準額は63,000千円である。

### （4）類似事業の有無

なし

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	72,585	生活困窮者自立相談支援相談支援業務委託料
報償費	126	自立相談支援事業分（支援調整会議委員報償費）
旅費	34	自立相談支援事業分（支援調整会議参加旅費）
需用費	830	自立相談支援事業分（県執行：消耗品費、燃料費等）
役務費	281	自立相談支援事業分（県執行：支援調整業務）
合計	73,856	

### 決定額の考え方

# 事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者（※）に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系を創設し、郡部で福祉事務所を設置する県が実施主体として複合的な問題を抱える生活困窮者に寄り添って自立を支援する。

※生活困窮者：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

#### ○指標を設定することができない場合の理由

複合的な問題を抱える生活困窮者本人に寄り添って自立を支援することが目標であり、単純に相談受付件数や支援終了件数を増やすことが目標になりえない。

### (前年度の取組)

#### ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

自立相談支援業務は岐阜県社会福祉協議会に委託して実施しており、圏域に設置した4つの窓口にて生活困窮者からの相談を受け付け、相談支援を実施している。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談に迅速に対応するため、主任相談員を1名増員した。

### (前年度の成果)

#### ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

令和元年度（H30.4～R2.3） 新規相談件数 187件 プラン作成 305件

令和2年度（R2.4～R2.8） 新規相談件数 210件 プラン作成 167件

※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>○ 法における実施主体が福祉事務所設置自治体とされており、郡部に福祉事務所を設置している県が事業を実施する必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談について、引き続き、寄り添った相談支援を実施していく必要がある。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>○ 令和元年度は、187件の新規相談受け付け、延べ305件の自立支援計画の作成を行うことで、多くの生活困窮者に支援の手を届けることができている。 その結果、自立相談支援事業として関わった中で、40名が就労に結び付いており、困窮状況の改善につながっている。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>○ 自立相談支援事業の委託については、県内の関係機関とのネットワークを持ち、最も効率的に業務を実施できる事業者を選定できるよう配慮している。</p>

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 事業の実施主体は県であるが、事業利用者は町村所在の住民であるため、当該住民と接する町村役場などの関係機関との連携強化が重要である。 また、全ての生活困窮者が相談支援を受けられることができるよう、新型コロナウイルス感染症の影響や国の動向等を注視しながら、更なる体制の拡充などについても検討することが必要。</p>
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

引き続き、町村役場や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、複合的な問題を抱える相談者を適切に支援していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護に至らないための第2のセーフティーネットとして、これまで以上に各相談者のニーズにあったきめ細かい支援が求められるため、継続した支援が必要である。

他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	